

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案に対する修正案 対照表
 ◎脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第十一条 政府は、国及び事業者の相互の密接な連携による脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動の実施状況、二酸化炭素の排出に係る国内外の経済動向その他の事情を勘案しつつ、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策の在り方について、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の実施状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進する観点から、<u>前項の規定による検討とともに</u>、第十四条及び第十九条の規定に基づき、特定事業者排出枠並びに化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度を実施する方法について、特定事業者排出枠に係る取引を行う市場の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討を加え、<u>それらの結果に基づいて</u>、この法律の施行後二年以内に、必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第十一条 （同上）</p> <p>2 政府は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進する観点から、第十四条及び第十九条の規定に基づき、特定事業者排出枠並びに化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度を実施する方法について、特定事業者排出枠に係る取引を行う市場の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討を加え、<u>その結果に基づいて</u>、この法律の施行後二年以内に、必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p>